雇用保険手続における公金受取口座の取扱いの開始について

雇用保険手続における公金受取口座の取扱いの開始について

<公金受取口座の概要>

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)により、マイナポータル等を通じて、公的給付の支給等に利用することができる預貯金口座をあらかじめ登録し、各行政機関等が当該支給等に係る金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができる制度が創設された。
- これを踏まえ、雇用保険給付に関する事務においても、公金受取口座を利用可能とすることとする。これに伴い、**受給資格者等が公金受取口座を基本手当等の受取口座として利用する旨の意思の** 確認などを行う必要があることから、払渡希望金融機関指定・変更届に記載する事項について所要 の改正を行う。

〈雇用保険法施行規則(様式)の改正内容〉

- 払渡希望金融機関指定・変更届の様式について、以下の改正を行う。
 - ・ 第1面に、「公金受取口座利用希望」のチェック欄を設ける。
 - ・ 第2面に、公金受取口座の利用を希望する者については、<u>払渡希望金融機関指定・変更届に口座番</u> <u>号等の記載が不要</u>となり、かつ、通帳・キャッシュカード等の<u>口座情報を確認できる書類の提出が不</u> 要となる旨等を記載する。
- 施行日は令和4年10月1日(予定)。

公金受取口座の活用フロー(イメージ)

- 国民は、マイナポータル(デジタル庁)等を通じて口座情報登録・連携システムに「公金受取口座(公的給付支給等口座)」を登 録する。
- 口座を登録している国民は、行政機関等に給付金等の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。
- 行政機関等は、情報提供NWSにより、デジタル庁より公金受取口座情報を取得し、当該口座に給付金等を支給する。

1公金受取口座登録

②給付申請(+利用意思表示) ③行政機関等における口座情報項

4)支給手続

国民→□座情報登録・連携システム

国民→行政機関等

行政機関等→□座情報登録・連携システム

行政機関等→国民

- 国民がマイナポータル等から、公金 受取口座を登録
- 国民が行政機関等に給付金等の申請 を行う際に、登録している公金受取 口座を給付金の受取口座とする旨の 意思表示
- 情報提供NWSによる情報連携によ り、口座情報登録・連携システムか ら公金受取口座情報を取得
- 行政機関等は、公金受取口座に振込 を実施

国民

口座情報登録・連携システム (デジタル庁)

国民

行政機関等

行政機関等

口座情報登録・連携システム (デジタル庁)

行政機関等

金融機関













振込実施

公金受取口座登録名簿(イメージ)

名前	口座情報	個人番号	ххх	
Aさん	ABC銀行 霞が関支店 1234567	123XXX	xxxx	

給付申請書(イメージ)

□✓公金受取□座を利用する (利用する者は口座情報の記入不要)

公金受取口座を登録していない方は、マイナ ポータルから簡単に登録いただけます。 通帳等の写しの提出が不要になります。

□振込□座を指定する

銀行名 支店名 口座番号

給付名簿(イメージ)

名前	口座情報	公金受取口座フラク	XXXX
Aさん	ABC銀行 霞が関支店 1234567	利用	XXXX
Bさん	〇銀行 XXXXX	-	xxxx

国民



様式第18号(第44条関係)(第1面) 雇用保険

払渡希望金融機関 届

改正後案

※ 帳票種別 [1][2][1][3][1]								
1. 被保険者番号								
マ· 登:6	三 日 三 分 受取 「 イナポーク	コ座利用希!		口座番	\$号]			
	-	フリガナ						
届出者	1 E	毛 名						
	2 信	主所 又は 所	₹			(電話番号	;)
		マイナポー	タルに登録されてい	いる公金受取口座/	への振込を <u>新た</u>	<u>に希望</u> される方は、ゟ	E欄にチェックしてくだ:	さい。
		マイナポーックしてく		いる公金受取口座に	こ <u>変更が生じ、</u>	変更後の公金受取口圏	<u>される</u> を希望される	方は、左欄にチェ
6. 払渡希望	※公金受取口座への振込を希望する場合、個人番号を基に情報照会を行うことに同意したものとみなします。※公金受取口座への振込を希望し、上記にチェックを入れた場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。※マイナポータルに登録されている公金受取口座に変更が生じた際は、速やかに「払渡希望金融機関変更届」を安定所に提出してください。安定所への届出がなされない場合、変更前の口座へ振り込まれることとなります。							
金融機関	3 4	フリガナ 名 称				本 店	金融機関コード	店舗コード
		□				支 店		
		ちょ銀行以外)	│ □ 座番号 │ │	(普通)				
	5 K)うちょ銀行 	記号番号	(総合)		_		
			け金を複数受給してい ∆渡し先を指定・変∮			すべての給付金の払減	度し先が指定・変更され	ます。
							の2・第101条の2の15 より上記のとおり届(
	令和	年	月 E	∃				
		、共職業安定 2 方 運 輸 局		届出者氏	名			
				支給番	号()
備								
考								
			;	※ 所 長	次長	課 係 長	係	操作者

注意

- 1 指定の届出をするときは、「変更」の文字を抹消し、変更の届出をするときは、「指定」 の文字を抹消すること。
- 2 1 欄及び3 欄の「フリガナ」は、カタカナで正確に記載すること。
- 3 3欄には、失業等給付の払渡しを希望する金融機関**(ゆうちょ銀行を含む。)**の名称及び店舗名(ゆうちょ銀行の場合は名称のみ)をはっきり記載すること。
- 4 4欄又は5欄には、**あなたの本人名義**の通帳の記号(口座)番号を間違いのないよう記載すること。
- 5 この届の提出と同時にあなたの本人名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提出すること(公金受取口座の利用を希望するときは不要)。
- 6 公金受取口座の利用を希望するときは、あらかじめ、下記の手続を完了していること。
 - ・マイナポータルにおいて、公金受取口座を登録していること。
 - ・公共職業安定所長に個人番号を届け出ていること。
- 7 マイナポータルに登録されている公金受取口座を変更した場合、速やかに「払渡希望金融機関変更届」を安定所に提出すること。(<u>安定所に登録された口座は自動的に変更され</u>ず、変更の都度、安定所に申出が必要。)
- 8 ※印欄には、記載しないこと。